

風呂桶

內衣名稱

しおはせとありければ、まちゐたるに、二ときばかりまで出あはねば、なまはらだ、しうおぼえて、○中いかにせんと思まはずに、僧正はさだまりたることにて、湯ぶねに藁をこまぐと、きりて、一はた入て、それがうへに筵をまきて、ありきまはりては、さうなくゆどのへ行て、はだかになりて、えさいかさいと、りぶすまといひて、ゆぶねにさくと、のけさまにふすことをぞま給ける、陸奥前司よりて、むしろをひきあけて見れば、まことにわらをこまぐと、きり入たり、それをゆどののたれぬのをときおろして、このわらをみなとり入て、よくつゝみて、そのゆぶねにゆ桶をまたにとり入て、それがうへに圍基盤をうら返して、をきてむしろをひきおほひて、さりげなく、たれぬのにつゝ、みたるわらをば、大門のわきにかくしをきてまぢゐたるほどに、二時あまりありて、僧正小門より歸をとしければ、○中僧正はれいのことなれば、衣ぬぐほどもなく、れいのゆどのへいりて、えさいかさいと、りぶすまといひて、ゆぶねをどり入て、のけさまにゆくりもななくふしたるに、ごばんのあしのいかりさしあがりたるに、尻ぼねをあらふつきて、としたかうなりたる人のまに入て、さしそりてふしたりけるが、○中目をかみにみつけてまにいりてねたり、

〔物類稱呼器用〕桶をけ 上下總効及武藏にて、こがといふ、(中略)すえふるをけをす

〔倭訓栞前編 二十六〕ふる 浴室をふると稱するも、風爐より出たる語なるべし、湯ふる居ふる虚ふる等あり、

○按ズルニ、風呂桶ノ事ハ、居處部浴室篇ニ詳ナリ、

〔倭名類聚抄十四〕內衣 温室經云、澡浴之法、七物、其七曰內衣、和名、由加論語注云、明衣以布爲沐浴衣也、

〔箋注倭名類聚抄六〕帷屏障具 釋名云、帷音維、加太比良、中略按加太不復重之義、比良謂薄如葉也、太比良、本書內衣訓、由加太比良、是也、俗或以帷字爲禪布衣、非是